

統計改革推進会議 中間報告

平成 29 年 4 月

はじめに

世界に類を見ない少子高齢化の進展や厳しい財政状況の下で、我が国の現状や直面する政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、また、その効果を検証することの必要性はこれまで以上に高まっている。

欧米諸国では、客観的な証拠に基づくエビデンス・ベースでの政策立案への取組が比較的進んできたのに比べ、我が国では、これまで、統計の最大のユーザーである政府の政策立案において、統計や業務データなどが十分には活用されず、往々にしてエピソード・ベースでの政策立案が行われているとの指摘がされてきた。

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案（E B P M。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）を推進する必要がある。

E B P Mを推進するためには、その証拠となる統計等の整備・改善が重要である。また、E B P Mを推進することにより、ユーザー側のニーズを反映した統計等が一層求められ、政策の改善と統計の整備・改善が有機的に進むことから、E B P Mと統計の改革は車の両輪として一体として進めていく必要がある。

特に、G D P統計を始めとした経済統計は、より正確な景気動向判断や経済構造の把握を通じて、E B P Mを支える基礎となるとともに、国民の合理的意思決定の基盤となるものである。情報通信関連技術の発展や経済のサービス化などの環境変化に合わせ、統計のカバレッジの拡大や生産物分類・産業分類の整備等を通じて、G D P統計を軸として各種経済統計を改善・拡充するとともに、新たなG D P推計への移行を図ることなどにより、G D P統計の精度を向上していく必要がある。

また、統計部門には、統計マイクロデータの更なる利活用を求めるユーザーのニーズが寄せられている上、行政記録情報やいわゆる「ビッグデータ」を含む民間の保有する各種データなどの新しいデータ源を統計作成に利活用するニーズも生じており、統計調査の実施と結果の公表を基

本としたこれまでの枠組みを超えた対応や、統計部門の垣根を超えた対応も求められているが、現行の業務体制はこうしたニーズに十分に応えているとは言い難い。

さらに、各省分散型の統計作成体制の下、厳しい財政事情等を背景に、国・地方における人員を始めとした統計リソースが減少を続け、人材の育成が急務となっている一方で、プライバシー意識の高まり等により統計調査への協力確保がますます困難なものとなり、統計調査における報告者側からの負担軽減の要請も高まるなど、統計行政部門を取り巻く環境が厳しさを増している実情がある。

こうした実態や環境を改善し、今般の抜本改革を全うするには中長期にわたる不断の改善努力が必要であり、本報告の取組はそのプロセスの第一歩として位置づけるべきものである。

本統計改革推進会議は、昨年末の「統計改革の基本方針」（12月21日経済財政諮問会議決定）に基づき、政府全体におけるEBPMの定着、国民のニーズへの対応等の統計部門を超えた見地から推進するため、本年1月に設置され、本会議の下に設置したコア幹事会を中心に、EBPMの推進体制の構築、GDPの精度向上等経済統計の改善、統計システムの再構築、統計部門の構造的課題への対応といった課題について、これまで精力的な検討を行ってきた。本中間報告は、その検討の現状をまとめるとともに、今後更に検討を深めるべき課題を整理したものである。

今後、本会議としては、改革に必要となるリソースの在り方、分散型統計機構の中での一体性確保の在り方、統計マイクロデータや行政記録情報の利活用、今後の統計改革の推進体制等の残された論点について更に議論を進め、5月中旬を目途に具体的な方針を取りまとめ、本夏の骨太の方針に反映することとする。

1. E B P M推進体制の構築

(1) 基本的な考え方

- ・ E B P Mの推進には、政策の前提となる関連事実と政策課題を的確に把握するとともに、具体的政策の内容とその効果をつなぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示することが欠かせない。このようなE B P Mの基盤をなすのが、統計を始めとする各種データ（統計、統計マイクロデータ¹及び統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報²をいい、それらのデータの利用や解釈を行うために必要な関連情報³（メタデータ）を含む。以下「統計等データ」と総称する。）などの客観的な証拠であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（E B P Mサイクル）を構築することが必要である。
- ・ E B P Mに際して、政策部局では、統計等データを用いて事実・課題の把握、政策効果の予測と測定、評価を行う。このようなE B P Mの取組に必要な統計等データに対するニーズ・要望が顕在化し、それが統計部局やデータ管理部局に伝達される。要望を受けた統計部局やデータ管理部局は統計等データの整備・改善を行い、それが政策部局に提供されて、改善された統計等データの利活用につながる。
- ・ E B P Mサイクルの構築には、これを担う職員の意識改革を含めて、中長期的な視点に立った取組が必要となる。その第一歩として、E B P M推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じてE B P Mを実践し、手法の開発を行いつつその適用範囲の拡大を図るものとする。
- ・ 以上の考え方を踏まえ、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく官民データ活用推進基本計画においてE B P

¹ 統計の作成のために事実の報告を求める調査によって集められた情報や、当該情報を特定の個人や法人等の識別ができないよう加工した匿名データのこと

² 行政機関の職員が職務上作成・取得した情報のこと

³ 例えば、標本抽出法、用語の定義、回収・督促状況、母集団推定方法など

M推進の基本的方針を定める。

(2) 推進の要の整備

① 各府省においてE B P M推進に係る取組を総括する機能

- ・ 府省の行政に関し、E B P M推進に係る取組を総括するE B P M推進統括官（仮称。以下同じ。）を各府省に置く。
- ・ E B P M推進統括官は、統計等データの利活用状況のモニタリングや利活用に関する指導等を通じて、事実・課題の認識、政策の立案と評価における統計等データの取得・整備・利活用や評価の質の向上に取り組む。
- ・ 統計等データの所在案内や、民間を含む府省内外からの統計等データの問合せや要望への府省としての対応やこれに関する府省間の調整を担う。
- ・ 国以外の機関（公的機関や補助金被交付団体など）が保有するデータ等に関する情報の把握・利活用に取り組む。
- ・ 府省の行政に関し委託等を受けて地方公共団体がデータを取得する場合、府省側の規制等により、地方公共団体内部のデータ利活用が進まないようなケースへの対応も担う。
- ・ これらの活動を支える人材の確保・育成等の役割を担う。
- ・ 各府省において、統計部局と政策部局の連携、研究者との協働による分析、統計部局の府省横断的連携、各府省と統計委員会の連携等を推進する。

② 政府横断的なE B P M推進機能

- ・ E B P M推進統括官等から構成され、政府横断的なE B P M推進機能を担うE B P M推進委員会（仮称。以下同じ。）を官民データ活用推進戦略会議の下に置く。
- ・ E B P M推進委員会は、各府省のE B P M推進統括官が行うE B P Mの取組を政府横断的に推進する。
- ・ E B P Mに係る重点推進分野の政府横断的な決定を担う。

- ・ 統計等データに対する政府内外からのニーズ・要望への対応について、府省をまたがる事案や、E B P M推進統括官では対応が困難な事案への対応を担う。
- ・ 各府省の行う E B P Mを担う人材の確保・育成等に係る政府横断的な取組を担う。
- ・ E B P M推進統括官の取組に対するモニタリング、指導を行う。
- ・ 統計等データの利活用を推進するに当たり、統計委員会と密接に連携する。
- ・ E B P M推進委員会の活動については、有識者がチェック、指導、助言を行うものとする。

(3) 政策、施策、事務事業の各段階における取組

- ・ 政策、施策、事務事業の各段階において E B P Mを推進し、政策の評価を、政策改善と次なる政策立案につなげていく。このため、焦点を絞り、当面、順次、以下の取組により E B P Mの実践を進める。その際、E B P M推進統括官は、これらの取組に係る E B P Mサイクルが円滑に実行されるよう指導等を行うものとする。

(ア) 経済・財政再生計画の点検・評価における取組

「経済・財政再生計画」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)に盛り込まれた歳出改革等について、経済・財政一体改革推進委員会を中心に、政策効果が大きいと考えられる主要政策を対象として効果分析を深掘りするなど、制度・政策効果分析等の歳出改革のミクロ分析等を進める。こうした取組の中で、必要な統計等データや分析手法等の検討・開発を進め、各府省の政策におけるエビデンスの利活用を促す。

(イ) 政策評価における取組

統計等データ利活用の推進及び統計等データの評価書等への明記を、政策評価各府省連絡会議等を通じて改めて徹底する。また、統計等データの利活用状況、分析の妥当性等について、総務省が各府省から提出された評価書をチェックするとともに、必

要に応じ、具体的改善策を提示する。加えて、EBPMのリーディングケースの提示を目指し、総務省、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を行う。

(ウ) 行政事業レビューにおける取組

行政事業レビューシートに成果目標の根拠となる統計等データを明記するとともに、成果目標の比較検証性を高めるための取組を実施することにより、レビューシートによるエビデンスの明確化を図る。また、行政改革推進会議の下で行われる「秋のレビュー」において具体的事例を取り上げて、EBPMの取組について、外部有識者による試行的検証を実施する。

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

(1) GDP統計の体系的整備の全体像

- ・ GDP統計は、5年ごとに経済構造を詳細に反映して推計する基準年推計、基準年の経済構造を基に推計する年次推計及び年次推計を基に推計する四半期推計から構成される。基礎統計や推計手法等の推計基盤の改善・充実を通じて、加工統計であるGDPの各推計の精度向上が図られる。
- ・ 基準年推計の改善に当たっては、GDP統計の基盤となる産業連関表の供給・使用表⁴(SUT)体系への移行が重要である。SUTという統一的な体系の下で、経済センサスから投入調査にわたる基礎統計の拡充・改善等を図り、これまでの従来型の産業連関表経由の間接的な推計ではなく直接的にGDPを推計することにより、精度向上が実現される。
- ・ 年次推計については、基準年推計の精度向上に加え、サービス関連統計の統合・拡充、商業統計の年次化等によるビジネスサーベイ(仮

⁴ 供給表は、各生産物がどの産業により生産されたか等をマトリックスで記述する表である。一方、使用表は、各生産物がどの産業の生産のために原材料として投入(使用)されたか、またどの最終需要(家計消費等)に回ったか等をマトリックスで記述する表である。

称)⁵の創設により、年次SUTの改善及び年次GDP推計の精度向上が図られる。

- ・ 四半期別GDP速報(QE)についても、年次推計の精度向上とともに、家計統計や法人企業統計等の基礎統計の改善・充実や加工・推計手法の改善により、精度向上を進めていく。
- ・ さらに、経済実態のより正確な捕捉を図るため、国際的議論に積極的に参画しつつ、知的財産投資やシェアリングエコノミーを含む新分野をGDPへ取り込む検討を進める。また、物価変動の影響を除くための品質変化を考慮したデフレーターに係る基礎統計の充実、実質GDPの精度向上や生産性分析の精緻化につながると期待される。

(2) より正確な景気判断に資する基礎統計改善、GDP統計の加工・推計手法改善に向けた取組

- ・ 「統計改革の基本方針」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)(別紙I、II等)に基づき、家計調査におけるICTの積極活用、法人企業統計の早期化に向けた試験調査・検証や、QEの需要側統計と供給側統計の新たな加工・推計手法の開発など、GDP統計の基礎統計や加工・推計手法の改善に2017年度から順次取り組む。

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

① SUT体系移行の主な意義

- ・ SUT体系において、生産側GDP(産業別付加価値)や支出側GDP(最終需要項目)について、これまで産業連関表を経由して推計していたGDPを直接推計することが可能となり、経済構造の実態がより正確に反映される。SUT体系への移行により、使用するデータが企業側の報告しやすい事業所ベース等の情報となるため、

⁵ 統合・拡充したサービス産業関連統計、年次化した商業統計、工業統計等により構成される、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み

原材料等の投入構造等についてより少ない仮定の下で推計が可能となり、推計精度の向上が期待される。

- ・ S U T 体系では基礎統計と G D P 統計の対応関係がより明確化して基礎統計の体系的整備のための改善点の整理が可能となり、今般の S U T 体系移行を契機に各種年次基礎統計が整備される。それが年次 S U T の改善を通じて年次推計や Q E のより早い時点からの精度向上につながり、基準年次の基礎統計や S U T の整備と相まって、G D P のよりの確な把握が可能となる。
- ・ G 7 諸国は日本を除き S U T 体系を既に導入しており、日本においても、基礎統計の拡充・改善等を図りつつ S U T 体系への移行を推進することは、国際的潮流に合致する。

② S U T 体系に移行するための基盤整備

- ・ サービス分野を含め経済・産業構造の現状を的確に把握するための生産物分類・産業分類の整備、S U T などの各種統計作成の基盤となるビジネスレジスター⁶の整備（法制面も含む。税務情報の活用について、最終取りまとめに向けて引き続き検討）や経済センサス・投入調査の拡充・改善、サービス関連統計の統合・拡充を含むビジネスサーベイ（仮称）の創設とこれらの取組によるカバレッジの拡大、精度の高い S U T を作成するための手法の検討・開発について、2017 年度から順次取組を進める。
- ・ これらを統一的に推進するため、総務省・内閣府が中心となって分類、基礎統計及び加工統計（産業連関表・G D P 統計等）の担当から構成されるプロジェクトチームを結成することとし、最終とりまとめまでに、本推進会議における議論を踏まえ、体制の具体化を図る。

⁶ 全国の事業所・企業に係るデータを収録したデータベースであり、統計調査のための名簿情報のほか、経済センサス等の調査結果や各種行政記録情報からのデータを収録したもの

③ SUT移行に向けたスケジュールとリソースの確保

- ・ 2021年度に年次SUTの改善を図り、2020年を対象年次とする産業連関表（2024年度公表予定）でサービス分野のSUT作成等を進め、2025年度に予定される国民経済計算（SNA）の基準改定で、副業の生産構造や投入構造の把握改善による年次SUTの刷新に取り組む。
- ・ 2025年を対象年次とする産業連関表（2029年度公表予定）からSUT体系に移行し、2030年度に予定されるSNAの基準改定において、全産業の直接推計による年次SUTの構築に取り組む。
- ・ SUT体系への移行は、2030年頃までの長期間・多方面かつ研究・開発・調査推計等の多段階にわたるプロセスである。こうしたプロセスを着実に実施するために必要なリソース確保について、最終取りまとめに向けて引き続き検討する。

3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進

(1) 統計システムの再構築

① 統計的分析手法における利活用の対象拡大

- ・ 情報通信技術の発展に伴うデータ処理・分析能力の高度化や、客観的な証拠に基づく政策立案・学術研究の必要性の高まりなどに対応し、統計及び統計マイクロデータの更なる利活用とともに、新たに行政記録情報や民間の保有する各種データの積極的な利活用も統計システムに組み込んで、統計等データを有機的・効果的に利活用した統計的分析などを積極的に促進する。このため、統計関係法制について、総合的に見直しを行う。
- ・ このような統計等データの利活用促進のためには、セキュリティ確保や、各種調査に対する報告者等の信頼維持が不可欠である。このため、EBPM推進委員会が、統計委員会の意見を聴取しつつ、統計等データの性質、利用目的、ユーザーやその分析能力、利用環境（セキュリティ環境等）等の類型に応じた、各府省が統計等データの利活用と保護についての判断をするに当たっての基本的なガイ

ドラインを定めることとし、その方向性を最終取りまとめに向けて検討する。

- ・ ガイドラインに基づく各府省による統計等データの提供等が円滑に行われるよう、E B P M推進委員会においても必要に応じ調整を行う。

② 地方自治体・民間が保有するデータの取扱い

- ・ 各府省の保有する統計等データと地方自治体や民間（公的性格を有する法人を含む。）の保有する各種データとの間のリンケージや相互活用、地方自治体や民間の保有する各種データに対する各府省からのアクセス要請等の在り方について、地方自治体や民間にとってのインセンティブ、各府省におけるセキュリティ確保、利活用しやすい形式への変換や標準化、必要な制度の整備等の観点も踏まえつつ、最終取りまとめに向けて引き続き検討を行う。

(2) 利活用の促進

① ユーザーのニーズを反映する仕組み

- ・ これまで各府省の個々の取組が中心であったユーザーのニーズの把握と、それらのニーズの、統計整備、統計等データの利活用やその際の手続きの簡素化等への反映を促進し、さらにこれらを統一的・継続的に行っていくため、各省横断的に、毎年時期を定めて統計に関する提案を広く募集し、その提案に対する対応等を公表するオープンな取組を推進する。
- ・ 統計調査の設計に当たっては、府省内外の政策部門やユーザーの意見を求めることなどにより、ユーザーのニーズを反映する。

② 利活用の基盤の整備

- ・ 統計等データのインベントリ（目録）や安全な利活用体制、個別統計相互間の比較と統合型活用を可能とする関連情報の提供を含めた利活用に適した形での統計等データの管理・提供、ユーザーのデ

ータ・リテラシーの向上など、各種基盤の整備を推進する。

- ・ このため、e-Stat(政府統計の総合窓口)の機能強化、官学連携によるオンサイト施設⁷の整備の推進(法的に位置付けることも含む。)、一般の人が利用できる匿名データの提供、統計的利活用に即した形での行政記録情報の標準化・電子化、統計間で整合的な地域区分による比較・再集計可能性の向上、統計研修の充実・強化等を行う。
- ・ EBPM推進統括官は、これらの取組も活用しながら統計等データの提供を推進するとともに、EBPM推進委員会が必要に応じ意見提示等を行う。

③ 所在案内、要望への対応等

- ・ 統計等データの所在案内や、民間を含む府省内外からの統計等データの間合せや要望への府省としての対応やこれに関する府省間の調整については、EBPM推進統括官の総括の下で行うこととし、所在案内等に係る必要な体制を整備する。(1 (2) ①参照)。

④ 公表の迅速化、作成方法等の開示等

- ・ 報告者の実務上の課題や回答負担の軽減に留意しつつ、電子化の促進や作業の効率化等による統計調査の公表の迅速化、作成過程の透明化等を更に推進する。
- ・ 現在、取りまとめ中の「統計ユーザーのニーズに関する調査」で把握された、作成・提供等に係るユーザーの個別の意見・要望を踏まえ、改善策を最終取りまとめに向けて検討する。

4. 報告者負担の軽減と統計行政の見直し・業務効率化、基盤強化

(1) 報告者負担の軽減

① 報告者の声を反映する仕組み

⁷ データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど、高度な情報安全性を備えることにより、その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設

- これまで各府省で個々に行われてきている報告者の声の把握や、それらの声の統計調査への反映を促進し、さらにこれらを統一的・継続的に行うため、各府省横断的に、毎年時期を定めて報告者の声を広く把握し、その声に対する対応等を公表するオープンな取組を推進する。
- 統計調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図る。

② 負担軽減のための新たな仕組み等

- 報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を、統計の作成等に転用することを可能とする仕組みや、詳細な調査に代えて、企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組みについて、報告者・作成者の双方の見解を把握しつつ構築する。
- さらに、報告者の負担感の軽減のため、調査に当たってわかりやすい説明ができるよう、統計調査員等の能力向上を図るための具体策を講ずる。
- 一方、報告者の公平感を確保するため、悪質な報告拒否への対応の在り方について、最終取りまとめに向けて引き続き検討する。

③ 類似調査の事前確認、負担の声への対応

- 各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの存在の有無や所在を、自府省のEBPM推進統括官に確認する。また、総務省は、各府省が統計調査を行う際に行っている審査において、当該府省のEBPM推進統括官とも連携し、上記の確認の結果も活用することにより、審査を簡素化・迅速化する。
- 報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等については、EBPM推進統括官の総括の下で行うこととし、必要な体制を整備する。

④ 調査事項の重複、オンライン調査の使い勝手等への対応

- ・ 個別統計についての調査事項の重複の是正、オンライン調査の使い勝手の改善等につき、現在、取りまとめ中の「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」で把握された個別の意見・要望等を踏まえ、最終取りまとめに向けて検討する。

(2) 統計行政の見直し・業務効率化

① 基礎統計全般の改善

- ・ 2. に掲げる基礎統計の改善と合わせ、基礎統計全般について、本年中に行う「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）の見直しの中で、その改善の検討を徹底するとともに、更なる改革・改善の取扱いについて最終取りまとめに向けて検討する。

② 統計棚卸し（統計版BPR）の実施

- ・ 現在、総務省の審査は、各府省が統計調査を行う際に事前に行っているが、利活用の状況等を踏まえた見直しや業務効率化・IT化の推進、問題事案の発生防止等のため、事前の審査を簡素化・迅速化し、事後のモニタリングに重点を移す。
- ・ このため、各府省の統計調査について統計精度の観点から見直すPDCAスキーム⁸の取組と合わせて、既存の統計全般について、統計委員会に統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等からなる「統計棚卸チーム（仮称）」を設置し、具体的な棚卸計画、棚卸対象、棚卸事項等を定めて定期的な棚卸しを行い、モニタリングと継続的な改善を実施すること等により、統計の利活用の促進、報告者負担の軽減、業務効率化⁹等を徹底する。

⁸ 総務省・統計委員会が中心となって、個別の政府統計について、その精度に係る計画的・定期的な検査を実施し、これを改善していく仕組み。

⁹ 「統計改革の基本方針」の別紙IVにおける統計分野の業務効率化等について、各府省における取組を推進する。

- ・ また、各府省内においては、利活用の状況や寄せられるニーズ等を踏まえつつ、統計の状況を不断に把握することとし、EBPM推進統括官がこれを総括する。

③ 民間委託の品質確保・向上

- ・ 民間委託された調査の品質維持・改善のため、事業者に関する資格制度の活用や、入札方法の工夫、確保すべき統計の品質目標の達成の徹底等を推進する。

④ 各府省の統計機構の一体性の確保、地方統計機構・統計調査員の活性化

- ・ 各府省が所管行政に関連する統計の作成等を担う現行の分散型統計機構は、各府省内で各原局、原課に作成体制が分散していることと相まって、統一的な考え方に基づく統計の企画立案や異なる統計間の相互比較可能性向上の取組の不徹底といった縦割りの弊害が指摘されており、また、既存のリソースの有効活用の観点からも問題視されている。各府省の統計機構の一体性の確保は、今般の統計改革の円滑な推進や、サービス統計を含む今後の基礎統計の更なる拡充・改善の観点から重要な課題であり、最終取りまとめに向けて引き続き検討する。
- ・ また、地方自治体に置かれる地方統計機構や統計調査員の活性化、統計調査における国と地方の分担関係の在り方、地方の作成する統計に対する国による一体性確保・支援の必要性について、地方自治体の意見を把握しつつ、最終取りまとめに向けて引き続き検討する。

(3) 統計改革の推進の基盤強化

① 統計改革のためのリソースの確保

- ・ 今般の統計改革は、前例のない大改革であり、決して後退させずに確実に改革を成し遂げるためには、中長期にわたる継続的な取組とその後の事業を支えるリソースが必要である。このため、既存のリ

ソースの有効活用を図るとともに、E B P M推進体制の構築、G D P統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進など各般にわたる改革のリソースの計画的確保について、最終取りまとめに向けて引き続き検討する。

② 人材の確保・育成に関する方針の策定、推進

- ・ データに基づく合理的な思考により課題を解決する能力(情報処理技術の発展に伴うデータ処理・分析能力の高度化に伴い世界的に求められている、統計的な計算力にとどまらない行政課題の解決に向けた統計的な思考力など)を身につけ、E B P Mの実践や推進、加工統計を含む統計の作成や提供等に携わる分厚い人材層を総合的に構築し、それらに必要なリソースを確保するため、人材の確保・育成等に関する方針を策定する。
- ・ 本方針には、幹部職員を含む一般行政職員の情報活用能力・データ分析能力の向上策や、E B P Mを推進する人材の確保・育成等の方策を盛り込むとともに、各府省の統計部門の人材についても、必要なポスト整備、人材の採用・確保・研修、人事サイクルや経験すべきポスト、人事交流等の育成方策を盛り込む。その際、自己研さんや官学・国際間の交流の機会といった各府省の職員が能力向上に取り組むインセンティブの付与に配慮する。
- ・ 併せて、各府省が出向等により受け入れた民間の専門人材がその能力を十全に発揮できるような組織・人事運営、優れたデータ分析環境の提供及び復帰後の組織でも評価されるような勤務経験の付与等を通じた各府省の統計部門における勤務の魅力の向上、各府省における将来の受け入れを視野に入れた民間の専門人材の教育・育成の支援にも配慮する。なお、各府省勤務が復帰後の組織でキャリア上評価されるようなシステムについては、復帰後の組織の自主性を尊重する観点に配慮する必要もあることから、最終取りまとめに向けて引き続き検討する。

③ 国・地方の統計機構のメリハリある体制整備

- ・ 長年にわたり統計の組織・人員がスリム化される一方、統計に対するニーズの高度化・多様化が進む中、統計機構においては新たな課題に取り組む人的リソースの余裕がなく、特定の職員に過度の負担がかかるような状況となっている。このような状況を解消するため、全体としては電子化等による業務の効率化を行いつつ、例えば、他府省に横展開すべき良い先例となる取組を行う機関や、各府省にメリットが及ぶ基盤的な業務を引き受ける機関には、それに必要な人員を確保するなど、新たな課題への対応のインセンティブを強化するメリハリのある体制整備を行う。

④ 統計委員会の機能強化

- ・ 改革の遂行を専門技術面・信頼確保の面から支えるとともに、これを一過性のものとせず、今後の環境変化に統計行政が迅速・的確に対応できるよう、統計委員会の専門性と公正性・中立性を強化するとともに、その自律性・機動性を高める観点から、府省横断的な司令塔としての統計委員会の機能を強化する（各府省における統計の継続的改善、ユーザーや報告者の声の反映、業務の見直し等を支える建議・勧告・フォローアップ機能や要望把握機能の付与・強化、行政記録情報等の利活用の技術的観点・中立的観点からの支援の強化、専門知識を有する委員や作成者・報告者・ユーザーの声を代表する委員の確保、国際動向等の情報収集機能の強化、これらを支える研究機能の強化など）。その際、強化された機能を十全に発揮できるような委員会運営を確立する。
- ・ これらの機能強化と併せて、統計委員会自らの説明責任を強化し、統計に対する信頼を確保するため、外部的な視点も導入して、統計の品質保証や統計行政の進捗の評価を行う自律性・専門性を有した体制の整備について、最終取りまとめに向けて検討する。